

第 20 回教育委員会定例会 案件表

○ 日 時

令和8年10月23日(金) 午前10時00分から

○ 議 題

1 陳 情

- (1) 令和6年陳情第4号 教科書採択傍聴会場に関する陳情〔継続審議〕

2 協 議

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕
(2) 令和8年度教育に関する事務の管理および執行の状況の点検・評価について〔継続審議〕

3 報 告

- (1) 教育長報告

- ① 修学旅行費の無償化の実施について (資料1)
② 学校給食未利用者を対象とした給食費相当額補助の実施について (資料2)
③ 私立小中学校給食費等負担軽減事業の実施について (資料3)
④ その他
 i その他

4 視 察

- (1) 田柄中学校

令和 8 年 10 月 23 日
教育振興部保健給食課

修学旅行費の無償化の実施について

近年、宿泊費や交通費等の上昇により修学旅行に係る保護者負担が増加していることから、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、下記のとおり、令和 8 年度から区立中学校の修学旅行費を無償化する。

記

- 1 事業概要
区立中学 3 年生で実施する修学旅行に係る経費について補助を実施する。
- 2 修学旅行実施状況
実施学年：中学 3 年生
実施日数：2 泊 3 日
行 先：関西方面（京都、大阪、奈良等）のほか、九州、北海道など
- 3 対象者
区立中学校 3 年生 約 4,300 人
- 4 補助内容
(1) 1 人当たり 8 万円を上限に旅行費用を補助する。
(2) 修学旅行先での自由行動に係る費用を除く経費を対象とする。
(3) 所得制限はなし
- 5 経費
334,655 千円
- 6 補助金の支給方法
(1) 現中学 3 年生および中学 2 年生
修学旅行は、従来どおり保護者が積立てた旅行費用により実施する。修学旅行実施後、順次、保護者負担額を保護者に支給する。
(2) 現中学 1 年生
保護者による旅行費用の積立ては行わない。区の補助金により、学校から旅行会社へ旅行費用を支払う。

令和 8 年 10 月 23 日
教育振興部保健給食課

学校給食未利用者を対象とした給食費相当額補助の実施について

国および東京都において、令和 8 年度から新たな学校給食支援制度が開始されることとなった。これらの制度を活用し、不登校や病気による長期欠席などのやむを得ない事情により継続的に学校給食を利用していない児童・生徒保護者の経済的負担を軽減するため、下記のとおり、区立小中学校給食費相当額の補助を実施する。

記

1 対象者

区立小中学校に在籍する児童・生徒で、以下の全てに該当する者

- (1) 不登校や病気による長期欠席などのやむを得ない事情により、ひと月をとおして継続的に学校給食を利用していないこと
- (2) 学校へ給食停止の届出を行い、給食用食材の発注が停止されていること

2 補助金額

月額 小学生：6,400 円 中学生：7,900 円

※ 対象世帯の所得制限なし

※ 給食停止中に一時的に登校し、給食を利用した場合は、利用分の単価を補助金額から減額して支給する。

3 経費

51,000 千円

4 補助対象期間

令和 8 年 10 月から

5 支給方法

保護者からの申請書等の提出を受け、令和 9 年 4 月に区から保護者へ直接支給する。(令和 8 年 10 月から令和 9 年 3 月までの 6 か月分を一括で支給する。)

6 周知

令和 8 年 9 月 学校、保護者への周知、区ホームページ等で周知を行う。

令和 8 年 10 月 23 日
教育振興部保健給食課

私立小中学校給食費等負担軽減事業の実施について

東京都において、令和 8 年度から公立小中学校における支援との均衡を図るため、私立小中学校等の児童・生徒を対象とした学校給食支援制度が開始されることとなった。区では、この制度を活用し、保護者負担の軽減を図るため、下記のとおり給食費相当額の補助を実施する

記

1 対象者

基準日（10 月 1 日）に、練馬区に住民登録があり、私立小中学校等に在籍する児童・生徒

小学生：約 1,600 人 中学生：約 4,100 人

※国立学校、インターナショナルスクール等も対象とする。

2 補助金額

月額 小学生：6,400 円 中学生：7,900 円

※ 対象世帯の所得制限なし

3 経費

246,518 千円

4 補助対象期間

令和 8 年 10 月から

5 支給方法

保護者からの申請書等の提出を受け、令和 9 年 4 月に区から保護者へ直接支給する。（令和 8 年 10 月から令和 9 年 3 月までの 6 か月分を一括で支給する。）

6 周知

令和 8 年 12 月 保護者へ案内送付、区ホームページ等で周知を行う。